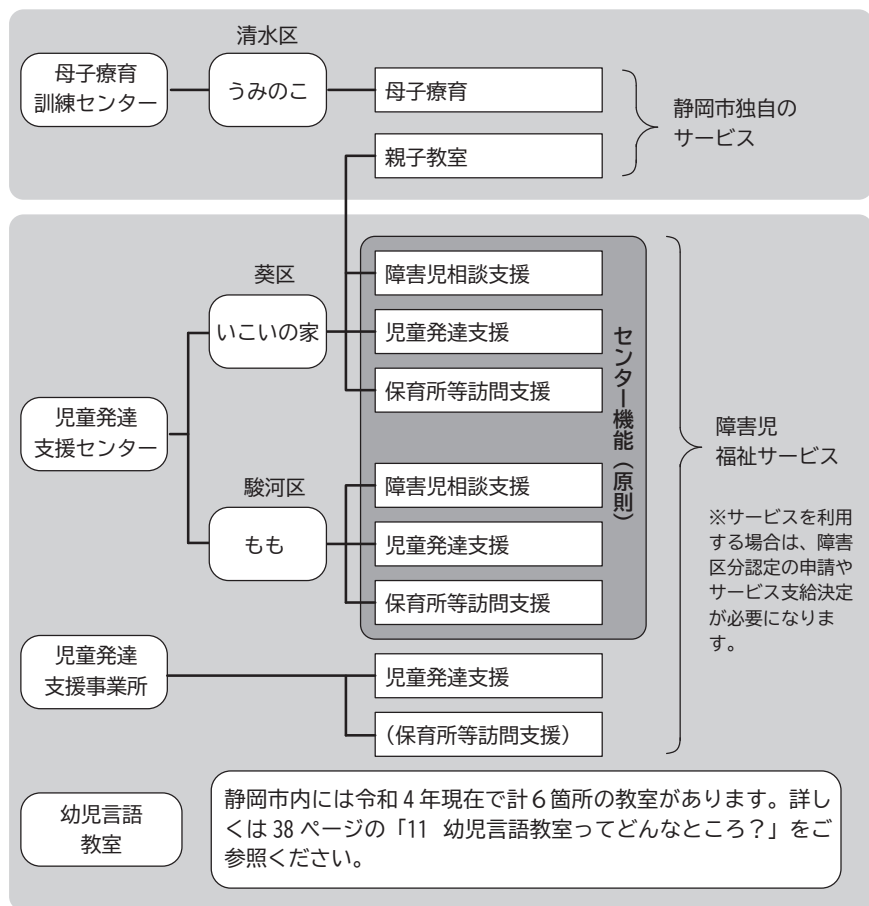


診断がついているお子さんは、所定の手続きを行うと「障害児福祉サービス」を受けることができます。

診断がつかなくても利用できるサービスとしては、「うみのこセンター母子療育」や「いこいの家親子教室」があります。また、静岡市には言葉の遅れのある就学前のお子さんを対象とした「幼児言語教室」もあります。詳しくは24ページの「07 児童発達支援事業所とは」以降をご覧ください。



以前は「療育」というと「病院で行う粗大運動・微細運動・言語などの訓練」を指すことが多かったのですが、現在ではそれに加えて「児童発達支援センターまたは事業所」で行うものも指しています。

平成26年に厚生労働省で行われた「第3回障害児支援の在り方に関する検討会」で「全国児童発達支援協議会」から『療育』という言葉より、『発達支援』という言葉を使用してほしいという意見が出されました。その後、「児童発達支援事業所」の整備が進み、「発達支援」という言葉が使われることが多くなってきました。

「発達支援」には「本人だけでなく、家族や園なども含めた支援」が含まれます。「児童発達支援センター」「児童発達支援事業所」の中には、園への訪問をしてくれるところもあります。「児童発達支援」については24ページの「07 児童発達支援事業所とは」をご覧ください。

児童発達支援センター・児童発達支援事業所は、「障害児福祉サービス」の一つです。障害児福祉サービスを使うには、利用したい事業所を探して体験・見学をすると同時に、利用に必要な書類を書いてもらうために、実際利用する事業所とは別に「指定 障害児相談支援事業所（通称：計画相談支援事業所）」にも相談する必要があります。

詳しくは下のチラシ（令和4年度静岡市障害者自立支援協議会子ども部会作成）の1ページ目をご覧ください。利用の手順をご確認ください。本冊子24・25、48ページもご参照ください。サービスを提供する事業所や計画相談支援事業所を探す際は2ページ目の「障害福祉サービス事業所検索「WAMNET」や「障害福祉サービス事業所一覧」を参考にしてください。

<https://www.shssc.jp/images/293.pdf>

